【別添3】指定障害児通所支援事業者等の指定の申請事項一覧(平成30年10月1日~)

児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	居宅訪問型児童発達支援	障害児入所施設	障害児相談支援
第18条の27	第18条の28	第18条の29	第18条の30	第18条の29の 2	第25条の21	第25条の26の 6
- 事業所(当該事業所の 所在地以外の場所に当該事 業所の一部として使用され る事務所を有するときは、 当該事務所を含む。)の名 称及び所在地		所在地以外の場所に当該事 業所の一部として使用され る事務所を有するときは、 当該事務所を含む。)の名	· ·	所在地以外の場所に当該事 業所の一部として使用され る事務所を有するときは、		事業所の名称及び所在地
る事務所の所在地並びにそ の代表者の氏名、生年月 日、住所及び職名 三 当該申請に係る事業の 開始の予定年月日	日、住所及び職名 三 当該申請に係る事業の	る事務所の所在地並びにそ の代表者の氏名、生年月 日、住所及び職名 三 当該申請に係る事業の 開始の予定年月日	る事務所の所在地並びにそ の代表者の氏名、生年月 日、住所及び職名 三 当該申請に係る事業の 開始の予定年月日	る事務所の所在地並びにそ の代表者の氏名、生年月 日、住所及び職名 三 当該申請に係る事業の 開始の予定年月日	る事務所の所在地並びにそ の代表者の氏名、生年月 日、住所及び職名 三 当該申請に係る事業の 開始の予定年月日	る事務所の所在地並びにそ の代表者の氏名、生年月 日、住所及び職名 三 当該申請に係る事業の 開始の予定年月日
書又は条例等	書又は条例等 五 医療法第七条の許可を 受けた診療所であることを 証する書類	書文は条例等	書又は条例等	書又は条例等	書又は条例等 五 医療法第七条の許可を 受けた病院であることを証する書類	書又は条例等
	六 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要	の用途を明示するものとす				五 事業所の平面図
六 利用者の推定数	七 利用者の推定数	六 利用者の推定数			七 利用者の推定数	
童発達支援管理責任者(児	八 事業所の管理者及び児 童発達支援管理責任者の氏 名、生年月日、住所及び経 歴	童発達支援管理責任者の氏	童発達支援管理責任者の氏	童発達支援管理責任者の氏	発達支援管理責任者の氏	六 事業所の管理者及び相談支援専門員(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号)第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)の氏名、生年月日、住所及び経歴
八 運営規程	九 運営規程	八 運営規程	七 運営規程	七 運営規程	九 運営規程	七 運営規程
らの苦情を解決するために 講ずる措置の概要	らの苦情を解決するために 講ずる措置の概要	らの苦情を解決するために 講ずる措置の概要	らの苦情を解決するために 講ずる措置の概要	らの苦情を解決するために 講ずる措置の概要	らの苦情を解決するために 講ずる措置の概要	八 障害児又はその家族からの苦情を解決するために 講ずる措置の概要
十 当該申請に係る事業に 係る従業者の勤務の体制及 び勤務形態		係る従業者の勤務の体制及				
十五第三項各号に該当しないことを誓約する書面(以下この条から第十八条の三十まで(次条を除く。)において「誓約書」という。)	号を除く。)に該当しない ことを誓約する書面(以下 この条において「誓約書」 という。)		十 誓約書	十 誓約書	三項において準用する法第 二十一条の五の十五第三項 各号(同項第七号を除く。) に該当しないことを誓約す る書面(以下この条におい て「誓約書」という。)	一号及び第十四号を除 く。)に該当しないことを 誓約する書面(以下この条 において「誓約書」とい う。)
			+- その他指定に関し必要と認める事項	十一 その他指定に関し必要と認める事項	十三 その他指定に関し必要と認める事項	+- その他指定に関し必要と認める事項



^{・・・}指定の変更の申請時に提出すべき事項。

^{・・・}変更の届出は不要な事項。